

平成30年2月23日（金）	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約第一グループ
担当	岩田、坂野
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2627・2632
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	杉本・清水
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3627・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	西川原・夏目
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

建設業者の社会保険等未加入対策の強化について

愛知県建設部、農林水産部及び企業庁では、以前から、社会保険等に加入していない建設業者（元請業者）については入札参加資格審査の申請を受け付けないこととしています。

また、下請業者につきましては、全ての業者の社会保険等への加入状況を確認するとともに、一次下請業者については社会保険等に未加入の業者との下請契約を禁止し、違反があった場合には元請業者に対して制裁金の請求等の措置を講じるなど、建設工事の発注者として社会保険等未加入対策に取り組んできました。

このほど、建設業者の社会保険等への加入を更に促進するため、二次以下の下請業者についても、下記のとおり対策を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

記

1 対策強化の内容

愛知県建設部、農林水産部及び企業庁が発注する全ての建設工事について、元請業者に対し、社会保険等に未加入の業者（関係法令により適用除外とされている者は除く。）との二次以下の下請契約を禁止します。

2 違反があった場合の対応

上記1に違反した場合、元請業者において当該業者に対する加入指導を行うよう求めます。

3 開始時期

平成30年4月1日以降に入札公告等を行う工事請負契約から適用します。